

名古屋・クアラルンプール補足議定書に対応した国内措置のあり方について 答申案※（概要）

※ 中央環境審議会自然環境部会遺伝子組換え生物等専門委員会「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書に対応した国内措置のあり方について 答申案」

背景

- ◆平成22年、第5回カルタヘナ議定書※締約国会合（於：名古屋）で「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（仮称）」が採択された。

※ 遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響を防止するための議定書。平成15年9月発効。我が国は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」で国内担保済。

- ◆補足議定書は、国境を越えて移動する遺伝子組換え生物等により損害（生物多様性への著しい悪影響）が生じた場合に、対応措置（生物多様性の復元等）をとること等を締約国に求める。

- ◆現在のところ未発効。36か国及びEUが締結済（発効要件は40か国の締結）。

<現行カルタヘナ法の概要>

- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の際の事前の承認手続等を規定することにより、生物多様性を損なうおそれのある影響を防止。
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等に関する措置命令（回収命令、使用の中止命令等）を規定。



講ずべき措置

1. 基本的な方向性

- ◆補足議定書はカルタヘナ法で国内担保する。
- ◆遺伝子組換え生物等によって生物多様性に損害が生じた場合に求められる対応措置のうち、復元（緩和の一部を含む）については現行法で対応することが困難であるため、新たに措置を講じる必要がある。

2. 損害

- ◆生物多様性の保全を目的として現行法の下で保護されている地域や種の観点から、限定的に考えることが適当。
- ◆国内起源の遺伝子組換え生物等による損害も対象とすることが適当。

3. 措置命令の対象者

- ◆命令の対象者は、違法に遺伝子組換え生物等を使用等した者等に限定することが適当。

4. 対応措置

- ◆求められる対応措置は個別の事案に応じて判断される。例えば、生育・生息環境の整備、人工増殖と再導入等が想定される。
- ◆措置の内容は、実行可能で合理的なものとするのが適当。